

●香川県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により観音寺都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
6・5・1 観音寺市総合運動公園
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 縦覧場所
香川県土木部都市計画課